

西日本工業大学におけるコンプライアンス教育・啓発活動実施計画

令和6年11月21日

統括管理責任者（地域・産学連携センター長）決定

西日本工業大学では、文部科学省が制定した「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（令和3年2月1日改正）文部科学大臣決定）に基づき、コンプライアンス教育・啓発活動の実施計画を以下のとおり策定し、実施するものとする。

【コンプライアンス教育】

対象者	時期・回数	内容
全ての構成員	年に1回以上	対面又はオンライン形式での研修会及び理解度テストの実施
研究者	着任時・1回	初任者向け研修会において、研究費使用ルール・コンプライアンスに関する説明の実施
	4月・1回	教授会において、当該年度の不正防止計画及びコンプライアンス教育・啓発活動の年間実施計画等の説明の実施
	随時（公的研究費の採択時など）	「西日本工業大学における研究活動上の不正行為の防止及び公的研究費の取扱いに関する規則」等の学内ルールの周知

【啓発活動】

対象者	時期・回数	内容
全ての構成員	半期ごと・年2回	ガイドラインの説明及び他機関で発生した不正事例の紹介や本学における取り組みの実施状況・認識の共有（学内掲示板（Webを含む）及びメール配信）
役員	年1回	経営協議会において、コンプライアンス教育及び啓発活動について審議、意見交換
	2年に1回	監事監査や内部監査等の結果を基に、「不正防止計画」及び「コンプライアンス教育・啓発活動実施計画」の見直し
教育研究補助者	年1回（雇用契約時）	学内ルールの周知
	随時	啓発資料の学内 Web 掲示板への掲載、メール配信
謝金、旅費等の支給を受ける学生等	随時	啓発資料の学内 Web 掲示板への掲載、メール配信